

学校いじめ防止基本方針(概要版2023)
大崎市立鹿島台小学校

本校では、児童の尊厳を保持するため、市・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等のための方策を総合的かつ効果的に推進するために、学校いじめ防止基本方針を策定しました。

基本的な考え方

定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

構え

「いじめは、人間として絶対許されない」「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」という認識に立ち、未然防止、早期発見、早期対応を行う。

いじめ問題への対応

未然防止

- 1 いじめについての共通理解
- 2 いじめに向かわない態度・能力の育成
- 3 自己有用感や自己肯定感の育成
- 4 道徳教育の充実

早期発見

- 1 実態把握
- 2 情報共有（全教職員）
- 3 体制整備
- 4 点検

対処(いじめを認知したら)

- 1 報告・情報共有（全教職員）
- 2 いじめ問題対策委員会による対策の検討・指導方針の決定
- 3 委員会が事実確認・情報集約・具体的な指導内容を決定
- 4 いじめをやめさせ、再発防止に努める
- 5 継続的な見守り

取組

＜学級担任＞

- ・日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」家囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやしたてる、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定することになることを理解させる。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ・道徳教育の充実
- ・教職員の不適切な認識や言動がいじめにつながるよう、指導の在り方に注意を払う。

＜養護教諭＞

- ・学校教育の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

＜生徒指導主任＞

- ・いじめ問題について校内研修や会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。

＜管理職＞

- ・全校集会などで、校長がいじめは絶対に許されないという雰囲気为学校全体に醸成する。
- ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進等に計画的に取り組む。
- ・児童が自己有用感を高められる場面を積極的に設けるよう教職員に働き掛ける。

取組

＜学級担任＞

- ・児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童の変化や危険信号を見逃さない。
 - ・休み時間や放課後の児童との交流や日記等を通じ、交友関係や悩みを把握する。
 - ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
 - ・道徳教育の充実
- ＜養護教諭＞
- ・保健室利用の児童の会話等で、いつもと何か違うと感じたときは、その機会をとらえ、悩みを聞く。

＜生徒指導主任＞

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室や相談室の利用、電話相談窓口についての周知を図る。
- ・休み時間や下校の校内巡視や、放課後の巡回等において、異常の有無を確認する。

＜管理職＞

- ・児童及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・校内の教育相談体制が機能しているか定期的に点検する。

いじめ問題対策委員会

いじめであるかの判断、情報の収集・記録と共有、指導や支援体制・対応方針の決定等を行う。

＜構成員＞

- 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、特別支援コーディネーター、その他の関係職員（学級担任）
- ※必要に応じて
スクールカウンセラー、子どもと親の相談員、スクールソーシャルワーカー、弁護士、学校医、警察官経験者、学校評議員、保護者の代表、地域住民等

「重大事態」への対処

重大事態に対処し、同様の事態の発生の防止に資するため、「いじめ問題調査委員会」を設置する。

- 1 生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 2 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ※ 児童や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったとき

いじめ対応の流れ

対応の流れ	対応の内容	対応のポイント
1 察知	・「もしかしたら、いやな思いをしているのではないか」という、教師としての感覚を働かせていじめの端緒をつかむ。	・「いじめ」かどうかより、「嫌な思い」や「苦痛」を感じているかを問題にする。
2 発見	・日頃から本人や保護者からの訴え、友人からの情報提供、アンケート調査、面談などによりいじめを見付け出す。	・本人や保護者から訴えがあった場合は、すでに重大化していることが予想されるので、速やかに対応する。
3 いじめられた児童への聞き取り	・児童が話しやすい教職員が聴き取りに当たる。「嫌な思いはしていないか」「困っていることはないか」、そして「どのようになることを望んでいるか」を具体的に聴き取る。	・「大丈夫です」「特にありません」という言葉は、基本的に信じない。継続して見守り、人を代えて聴き取る。
4 相談・報告	・いじめの疑いのある案件は、速やかに「いじめ・不登校対策担当者」に報告する。	・最悪を想定して、すぐに組織的な対応へ移行する。
5 認知	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者は「いじめ問題対策委員会」の招集を要請し、「心身の苦痛を感じたか」を判断基準として、いじめの定義に該当するものを全て認知する。 ・認知した段階を、以下の3つの段階に仕分けする。 <ul style="list-style-type: none"> ○Ⅰ段階事案：心身の苦痛を感じたとしているが、学校組織で対応できる事案 ○Ⅱ段階事案：児童や保護者等から訴えがあった、あるいはⅠ段階事案が繰り返されている等、学校として組織的な対応が必要な事案 ○Ⅲ段階事案：重大事態が疑われ、早急な組織的対応を求められる事案 	
6 対応方針の決定	・学校いじめ防止基本方針により、対応方針を「いじめ問題対策委員会」で協議し校長が決定する。	・SCやSSWに助言を求め、多面的な対応を目指す。
7 安全確保	・いじめを受けた児童の希望に寄り添い、教室等での安心・安全を確保する。	・座席変更、班編成の変更、見守り等に配慮する。
8 市教育委員会への報告	<ul style="list-style-type: none"> ・Ⅰ段階事案：月毎の定例報告 ・Ⅱ段階事案：おおむね1週間以内に報告 ・Ⅲ段階事案：①認知した段階で速やかに報告し、対応方針の指示を受ける。②調査の経過をその都度報告する。③調査終了後、その結果を報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪性のあるいじめと認められる場合、被害届の有無にかかわらず警察に連絡を行う。 ※いじめ重大事案1が疑われる場合は、市教委が主体となって調査を実施する。
9 いじめられた児童の保護者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・担任から、いじめられた児童から聞き取った内容を、その保護者に報告する。 ・教頭から、学校としての対応方針を伝え、今後の調査や対応への保護者の意向を確認する。 	・心配を掛けていることへの謝意と今後の対応についての理解を求める。
10 いじめられた児童や周囲にいた児童への聞き取り	<ul style="list-style-type: none"> ・担任以外の教職員から担当者を指定し、寄り添う姿勢を示しながらも聴き取る。 ・傍観者等についても事情を聴き取り、背景に関する情報を得る。 	・いじめた児童が複数いる場合、個別・同時に行えるよう聴き取り体制を組む。証言等の証拠を集めておく。
11 いじめた児童の保護者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果を報告し、指導方針を伝える。 ・いじめた児童がいじめを認めていない場合も、将来に向かって指導することを伝える。 	・いじめた児童の保護者がいじめを認めず指導に異議を唱えても「見解の相違」として指導は行う。
12 いじめた児童への指導	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の教員で指導し、必要に応じてその保護者の同席を求める。 ・必要に応じて、やめない場合の出席停止や警察への通報を含む学校の対応方針を伝える。 ・いじめを認めず、いじめがあったことを認定できない場合も、将来に向かって指導する。 	・儀式的な「謝罪の会」は、報復やより陰湿ないじめにつながる恐れがあることから、絶対に行わない。このことについては、いじめられた児童や保護者に理解を求める。
13 双方の保護者への連絡	・これまでの指導内容や今後の対応についていじめた児童、いじめられた児童双方の保護者に連絡する。	・いじめた児童の保護者から自発的に謝罪の希望があった場合は、いじめられた児童や保護者の意向を確認し、慎重に場を設定する。
14 防止措置の策定と速やかな実施	・いじめ問題対策委員会を開催し、いじめ防止体制の見直しや防止するための教育の推進について、具体策を協議し、全教職員で共有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・組織的な見守りの体制を整え、いじめ・不登校対策担当者が情報を集約する。 ・必要に応じてSCやSSWと情報共有し、専門家の視点から助言をいただく。
15 経過観察と記録、計画的な働き掛け	・最低6か月の経過観察を継続し、いじめられた児童・いじめられた児童双方に、意図的な声掛けや最低月1回の面談を実施する。(いじめの解消：行為が止んでいる。心身の苦痛を感じていない。)	